

県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 字の区域の設定及び変更（市町村課） 1
- 保安林の解除予定の通知（森林緑地課） 4

公 告

- 港湾計画の変更の概要・2件（港湾課） 4
- 都市計画決定に係る環境影響評価方法書の縦覧（都市計画・モノレール課） 5
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 6

告 示

沖縄県告示第312号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、嘉手納町長から同町内の別図1に示す区域に別図2に示すとおり字の区域を設定し、及び別図1に示す字の区域を別図2に示すとおり変更する旨の届出があった。

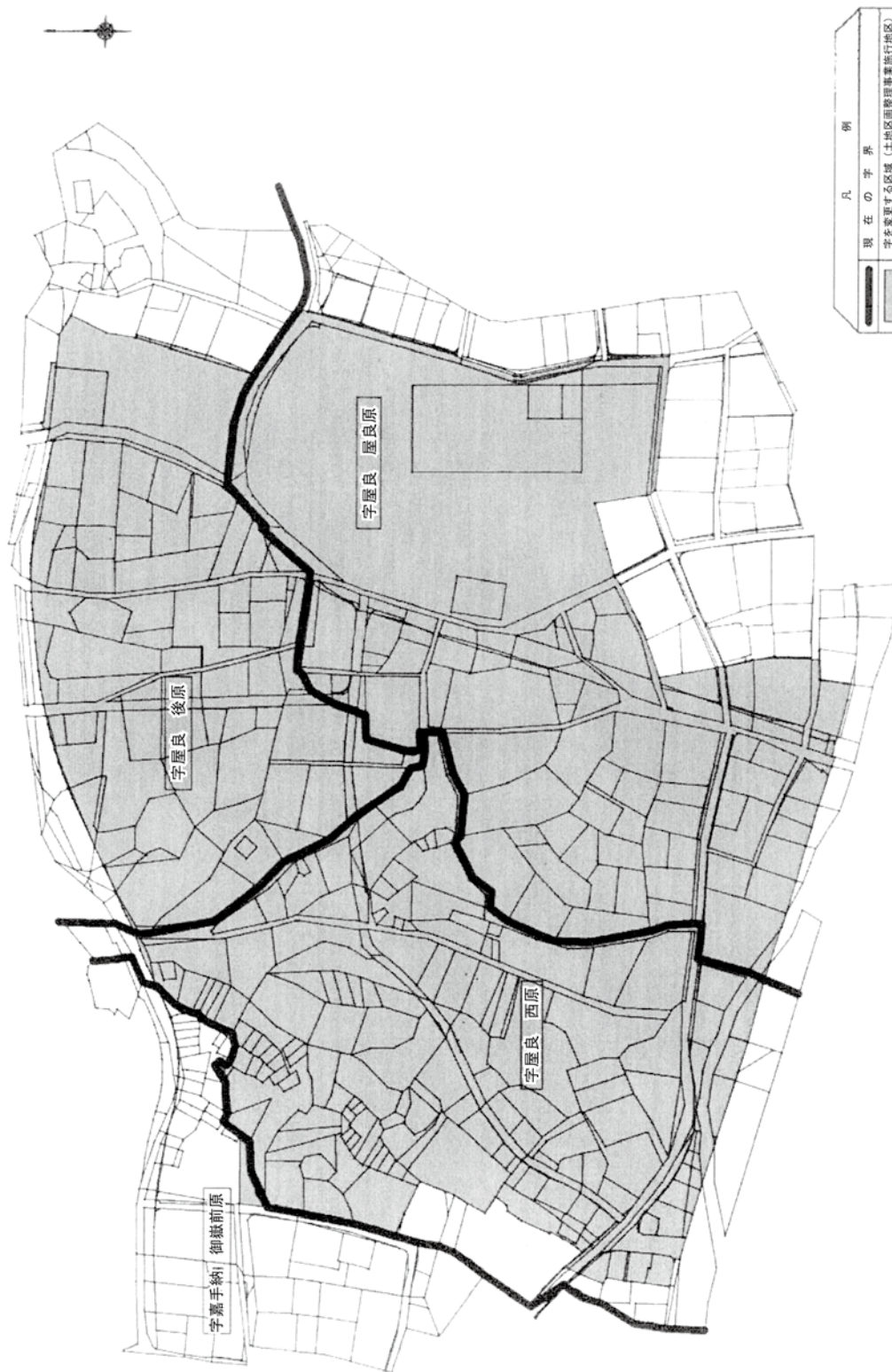
なお、この字の区域の設定及び変更は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による嘉手納町屋良地区土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成19年 4月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

別図 1

嘉手納町屋良土地区画整理事業 字の区域の設定及び変更図（設定及び変更前）



この図面は平成18年8月23日現在の不動産登記法第14条第1項の地図（第4項の地図に準ずる図面）に基づくものです。

別図 2

嘉手納町屋良士地区区画整理事業 字の区域の設定及び変更図（設定及び変更後）



この図面は平成18年8月23日現在の不動産登記法第14条第1項の地図（第4項の地図に準ずる図面）に基づくものです。ただし、嘉手納町屋良士地区区画整理事業の施行地区については、平成18年8月28日現在の同事業に係る図面に基づくものです。

沖繩県告示第313号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成19年4月24日

沖繩県知事 仲井眞弘多

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所 国頭郡本部町字崎本部前原1057番2（国有林）、1057番3（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 潮害の防備
 - (3) 解除の理由 道路用地とするため
 - 2 (1) 解除予定保安林の所在場所 国頭郡本部町字崎本部崎本部原468番1、468番3（以上2筆国有林）
 - (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
 - (3) 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を沖繩県農林水産部森林緑地課及び沖繩県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

公 告

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定により、金武湾港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成19年4月24日

金武湾港港湾管理者 沖繩県

代表者 沖繩県知事 仲井眞弘多

- 1 港湾計画の変更の概要 平成2年8月3日付け沖繩県公報第1878号、平成5年2月23日付け沖繩県公報第2141号、平成8年4月23日付け沖繩県公報第2460号、平成8年8月27日付け沖繩県公報第2495号、平成10年1月30日付け沖繩県公報第2635号、平成12年3月30日付け沖繩県公報号外第19号、平成14年9月27日付け沖繩県公報第3097号及び平成16年6月4日付け沖繩県公報第3263号によりその概要を公告した金武湾港港湾計画について、変更した事項は、次のとおりである。

(1) 小型船だまり計画

地区名	港 湾 施 設
屋慶名地区	泊地、航路、物揚場、船揚場、小型棧橋、埠頭用地

(2) 臨港交通施設計画

次の既定計画を削除する。

名 称	起 点	終 点	車線数
臨港道路屋慶名2号線	屋慶名船だまり	町道17号線	2

(3) 土地造成及び土地利用計画

ア 土地造成計画

地区名	面積（ヘクタール）	用 途
屋慶名地区	1（1）	埠頭用地

注（ ）内の数値は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

イ 土地利用計画

地区名	面積（ヘクタール）	用 途
屋慶名地区	1（1）	埠頭用地
	1	都市機能用地
	4（2）	交通機能用地
	1（1）	緑地

注（ ）内の数値は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連す

る土地利用計画で内数である。

2 港湾計画の変更の縦覧の場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県土木建築部港湾課

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定により、中城湾港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成19年4月24日

中城湾港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 港湾計画の変更の概要 平成2年10月5日付け沖縄県公報第1896号、平成6年4月26日付け沖縄県公報第2262号、平成8年1月26日付け沖縄県公報第2436号、平成10年4月17日付け沖縄県公報第2657号、平成12年3月30日付け沖縄県公報号外第19号、平成16年6月4日付け沖縄県公報第3263号、平成17年1月14日付け沖縄県公報第3325号、平成18年4月28日付け沖縄県公報第3451号及び平成18年9月26日付け沖縄県公報第3492号によりその概要を公告した中城湾港港湾計画について、変更した事項は、次のとおりである。

(1) マリーナ計画

地区名	港湾施設
西原与那原地区	小型栈橋、船揚場、交流厚生用地

2 港湾計画の変更の縦覧の場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県土木建築部港湾課

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第42条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第5条第1項の規定により、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、同条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第7条の規定により当該方法書を縦覧に供する。

平成19年4月24日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画決定権者の名称 沖縄県知事 仲井眞弘多
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
- (1) 名称 主要地方道南風原知念線（地域高規格道路南部東道路）整備事業
- (2) 種類 道路の新設及び改築の事業
- (3) 規模 延長 8.3キロメートル
- 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域 起点 南風原町字山川、終点 南城市玉城字垣花
- 4 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 南風原町及び南城市
- 5 方法書の縦覧の場所、期間及び時間
- (1) 場所
- ア 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2408
- イ 沖縄県南部土木事務所計画調査班 那覇市旭町112番地の18 電話番号098-869-1788
- ウ 南風原町経済建設部まちづくり振興課 南風原町字兼城686番地 電話番号098-889-4412
- エ 南城市産業建設部都市建設課 南城市知念字久手堅22番地 電話番号098-948-2141
- (2) 期間 平成19年4月24日から同年5月28日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (3) 時間 午前9時から午後5時まで
- 6 意見書の提出 方法書の内容について環境の保全の見地から意見のある者は、次に定めるところにより、沖縄県知事に対して意見書を提出することができる。
- (1) 提出先 5の縦覧場所に同じ。
- (2) 提出期限 平成19年6月11日の午後5時まで
- (3) 記載事項 意見書には、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、意見書の提出の対象である方法書の名称並びに方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により記述し、意見の理由を含めること。）を記載すること。
- 7 問い合わせ先
- 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課 電話番号098-866-2408、沖縄県南部土木事務所計画調査班

電話番号098-869-1788

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成19年4月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成18年3月20日 沖縄県指令土第258号、平成19年3月30日 沖縄県指令土第403号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 那覇市首里石嶺町4丁目8番1、7番、15番2、15番57
- 3 公共施設
 - (1) 種類 道路、消防の用に供する貯水施設
 - (2) 位置 那覇市首里石嶺町4丁目8番1、7番、15番2、15番57
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市楚辺2丁目33番18号 沖縄県農業協同組合 代表理事 事 長 赤嶺勇
- 5 検査済証番号 平成19年4月13日 第2531号
- 6 工事完了年月日 平成19年3月31日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円